農政改革の着実な実行と新たな戦略的取組

平成 27 年 5 月 12 日

農林水産省

目次

総論.

- I. 農政改革の着実な実行と新たな戦略的取組
 - (1) 需要フロンティアの拡大
 - (2) 需要と供給を繋ぐバリューチェーンの構築
 - (3) 生産現場の強化(米の生産調整の見直しに向けた環境整備を含む)
 - (4) 林業の成長産業化
 - (5) 水産日本の復活
- Ⅱ. 戦略的インバウンドの推進
 - ① オリンピック・パラリンピック東京大会を契機とした取組
 - ② 「食と農」の地域資源を活用した取組
- Ⅲ. 花粉症対策の推進

農政改革の着実な実行と新たな戦略的取組

- H24.12の政権交代以降、マーケットインの発想により、産業政策と地域政策を車の両輪 として農政改革を進めてきたところ。
- これらの着実な実行に加え、今後の需要・成長期待も取り込んだ新たな取組を実施していく

新た

な

食料

農業

農村基本計

H27.3

「農林水産業・地域の活力創造プラン」(H25.12本部決定、H26.6改訂)

(産業政策)農林水産業の成長産業化

牛産現場 の強化

需要フロンティア の拡大

農地中間管理機構の創設

新たな国内ニーズへの対応 (高機能食品・薬用作物・学校給食など)

米政策の見直し

農協・農委等の改革の推進

■ F B I 戦略による輸出拡大

経営所得安定対策の見直し

日本型直接支払制度の創設

人口減少社会における農山 漁村の活性化

> 多面的機能 の維持・発揮

●食の安全と消費者の 信頼の確保

6次産業化の推進

バリューチェーン の構築

(地域政策) 美しく活力ある農山漁村の実現

林業の成長産業化

水産日本の復活

新たな切り口から需要フロンティアを 取り込む戦略的インバウンドの推進等

◆ミラノ・オリパラ,輸出・GI等を契機とした戦略的インバウンドの推進

120201 オリンピック・パラリンピッ [2015] JAPAN 東京大会 ミラノ万博開催

◆魅力ある地域づくりを通じた戦略的インバウンドの推進

輸出6,117億円 (H26.過去最高) 地理的表示(GI)保護 制度施行(H27.6)

日本食
全文化の魅力発信



食と農の本場を探求するインバウンド推進

訪日外国人(H26) 1,300万人突破

世界農業遺産 (GIAHS)

需要フロンティアの拡大

- 平成26年の輸出額は、過去最高の6,117億円。医福食農連携の取組も着実に推進。
- 新たに国際農産物等市場構想や、輸出環境の整備等を推進。

これまでの取組実績等

- ➤ 平成26年の輸出額は、過去最高の6,117億円
- ▶ 食関連製品(炊飯器、食器等)、日本文化(和室、和紙等) をパッケージで輸出





引き続き、原発事故後の

輸入規制の撤廃・緩和の働

きかけを、輸入停止措置を

とる国・地域(中国、台湾

FBI戦略

医福食農連携の推進、薬用作物の産地化、新しい介 護食品(スマイルケア食)の普及(要介護者等の潜 在的ニーズは、約2.8兆円と試算)



ジットジャパン戦略との連

携、ジャパンハウスの活用

等により、日本食・食文化

を総合的に発信。

輸出検疫協議の更なる推進

薬用作物の産地化の取組

薬用作物についてマッチングのためのブロック会議を開催(全国8カ所)

《平成25年度》37道県137産地から栽培希望

→14道県18産地で交渉成立

《平成26年度》38都道府県134産地から栽培希望

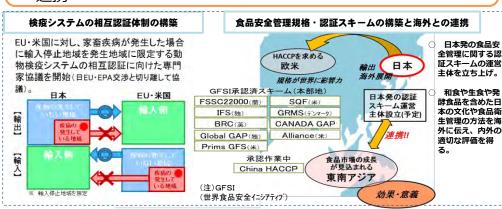
→現在、漢方薬メーカーと産地が交渉中。

新たな取組

▶ 国際空港近くの卸売市場で、国産農産物等の輸出拠点化を推進



▶ 疾病発生時の輸出全面ストップの回避のための国際体制の構 築、日本発の食品安全管理規格認証スキームの構築と海外との 連携



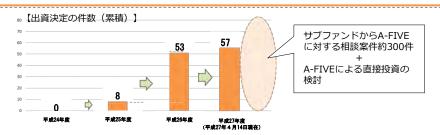
- ▶ 経済連携等を活用してビジネス投資環境を整備し、フードバ リューチェーンの構築を通じ**日本の食産業の海外展開**を推進
- ▶ アフリカ等の栄養不良人口の削減の取組とともに、将来的な 市場の開拓にも結び付ける国際貢献モデルの構築

需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築

- 農林漁業成長産業化ファンドの出資決定件数は57件。総合化事業計画の認定は2,000件超え。
- マーケットインの発想の下、今後成長が期待される7分野を中心に更なる6次産業化を推進。

これまでの取組実績等

▶ 農林漁業成長産業化ファンドの出資決定件数は平成27年4月 14日現在で57件(計画ベースで約1,200名の雇用見込み)



▶ 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定が 2,000件超



▶ ロボット、ICTの活用による生産性の飛躍的向上及び多様 な人材が活躍できる環境づくり、強みのある農林水産物の開 発・普及(3年間で100の取組を創出。現在39件産地化)

ロボット・ICT 農機の自動走行システム アシストスーツ





強みのある農産物 かんきつ新品種(ブラッドオレンジ)



機能性成分で あるアントシアニ ンを多く含み、 果肉が 赤色の かんきつ品種

新たな取組

- ▶ 農林漁業者が主体となり、あるいは地方中堅・中小食品企業と 積極的に連携して行う取組のうち**今後成長が期待される7分野** (①加工・直売、②輸出、③都市農村交流、4)医福食農連携、⑤地産地消、 ⑥ I C T、⑦バイオマス・再生可能エネルギー)を中心に支援
- ▶ 本年6月の地理的表示法施行を受け、国内外の 市場において、**GIマークによる差別化**を図り、 地域特産品の輸出を促進



機能性表示の推進支援 (104件が届出書類提出済) サプリメント形状の加工食品が62件 その他加丁食品が42件、牛鮮食品0件 うち8件の届出情報を公表済(27年4月16日時点)

ベにふうき緑茶【届出済】-(ハウスダストやほこりに よる目や鼻への影響を和ら げる「メチル化カテキント ←うんしゅうみかん【準備中】 (骨の健康を保つ

「B-クリプトキサンチン



▶ 高品質な国産原料ぶどうの生産とこれを使ったワイン (いわゆる日本ワイン)を醸造するワイナリーの設立を 推進するとともに、捕獲鳥獣の食肉 (ジビエ) の需要も創出



次世代施設園芸拠点で得られた知見を活用し、地域資源(エネ ルギー、土地、人材等)を活かした施設園芸を全国に展開



> 飼料用米給与による畜産物の魅力向上など現場の課題を解決す る研究開発と速やかな現場移転、更なる「強み」の開発と普及

米の生産数量目標については、30年産以降は、行政による配分に頼らないで需要に応じた生産が行われるよう、27年産から工夫してい くこととしている。

「農林水産業・地域の活力創造プラン」で決定された米政策の見直し(抜粋)

- 4. 食料自給率・自給力の向上に向けた水田のフル活用
- 食料自給率・自給力の向上を図るため、水田活用の直接支 払交付金により、飼料用米、麦、大豆など、戦略作物の本作 化を進め、水田のフル活用を図る。
- 地域の裁量で活用可能な交付金(産地交付金(仮称))によ り、地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」 に基づき、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造する ため、麦・大豆を含む産地づくりに向けた助成を充実する。

- 5. 米政策の見直し
- 需要に応じた生産を推進するため、水田活用の直接支払交付金の充 実、中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進、きめ細 かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報の提供等の環境整備を進める。
- こうした中で、定着状況を見ながら、5年後を目途に、行政による生産数 量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産 者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状 況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組む。

今後のスケジュール

これまで

27年産

各県に単一値 を配分

全国 765万トン

A県 55万トン

B県 54万トン

C県 43万トン

都道府県段階での自主的な生産の判 断を促すため、「自主的取組参考値」を 付記することにより、幅を持って配分

【生産数量目標】【自主的取組参考值】

751万トン ~ 739万トン (県別シェア)

A県 55万トン ~ 54万トン (5.6%)

B県 52万トン ~ 51万トン (4.7%)

C県 42万トン ~ 41万トン (4.5%)

県に不利益が生じないよう各県の シェアを固定(各県の削減率が全国 一律) 【生産数量目標】【自主的取組参考值】 **〇万トン ~ 〇万トン** (県別シェア)

自主的に飼料用米等に転換した

28年産

A県 〇万トン ~ 〇万トン(5.6%)

B県 O万l> ~ 〇万トン(4.7%)

C県 〇万トン ~ 〇万トン(4.5%)

30年産

29年産

踏 ま 28

つの

検実討施

状況

え 年産

つ

生産現場の強化

米 の数 (直接支払) 交成 付の

よる配分に頼らな 金メ あり 廃ット

である

- 米の生産コストについては、日本再興戦略におけるKPI(<u>今後10年間で担い手の米の生産コストを現状全国平均から4割低減</u>)の実現に向けた取組を推進。飼料用米については、生産性向上に向けたKPIを設定し本作化に向けた取組を推進。
- 新たな基本計画において、飼料用米等の戦略作物の生産拡大を位置づけ、水田活用の直接支払交付金による支援及び各種取組により、生産性を向上させ、本作化を推進することを記載。

米の生産コストの低減

担い手への農地集積・集約等

- 今後10年間で全農地面積の8割を担い手に集積
 - ・ 分散錯圃の解消 ・ 農地の大区画化、汎用化

省力栽培技術の導入や作期分散の取組

直播(ちょくはん)栽培による 育苗・田植えの省略化

・田植えに比べて生産コストを約1割削減



専用の播種機を用いて播種

無人へリの活用も可能

作期の異なる品種の 組合わせ

- ・作期を分散すること で、同じ人数で作付 拡大が可能
- ・機械稼働率も向上

生産資材費の低減

農業機械の低コスト仕様

- 基本性能の絞り込み
- 耐久性の向上
- ⇒基本性能を絞った海外向 けモデルの国内展開等(標 準モデル比2~3割の低価 格化)

肥料コストの低減

- ・土壌診断に基づく施肥量の適正化
- ・大口取引による肥料費低減

未利用資源の活用

・鶏糞焼却灰等の利用 ⇒ 1割の低価格化 ・汚泥中りんの有効利用 ⇒ 3割の低価格化

平成26年度補正予算「稲作農業の体質強化緊急対策事業」により、全国の主食用水稲作付面積の1/4で生産コスト低減の取組。

戦略作物の本作化

食料·農業·農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定)

主な戦略作物の生産拡大に向けた取組

- ・ <u>戦略作物</u>については、水田活用の直接支払交付金による支援と下記の 取組により、生産性を向上させ、本作化を推進。
- ・ <u>品目ごとの生産努力目標の確実な達成</u>に向けて、不断に点検しながら、 生産拡大。

《飼料用米》

【生産努力目標】

生産量 11万t(H25)→110万t(H37) 単 収

511kg/10a(H25)→759kg/10a(H37)

- ・ 米産地と畜産現場の結び付け等の各種課題の解決に向けた取組を推進
- ・ 多収性専用品種の開発・導入や新たな栽培技術の実証を推進
- ・生産・流通コスト削減等のため、施設 の再編整備、流通の合理化、配合飼料 工場を通じた供給体制や畜産農家にお ける利用体制の整備等を推進

«麦・大豆»

【生産努力目標】

小麦:81万t (H25) → 95万t (H37) 大豆:20万t (H25) → 32万t (H37)

- ・地域条件に適応する生育特性や加工適性、多収性を備えた新品種の開発と導入
- ・ 排水対策や地力維持に資する輪作体系 等の栽培技術の開発と導入を推進





■■■ 飼料用米のKPI ■■■

基本計画に示した単収の5割向上とあわせて、担い手の米の生産コストの4割低減を目指すことにより、平成37年までに担い手の飼料用米の生産コスト(60kgあたり)を現状(平成25年)から5割程度低減(=生産性は2倍程度向上)

米政策改革③(きめ細かな情報提供と安定取引の推進)

- 「米に関するマンスリーレポート」での情報提供の拡充、公表の迅速化等、きめ細かな情報提供を更に推進。また、新たな基本計画における生産 努力目標や、経営展望等により、各地域の特性に応じた担い手育成や所得の増大に向けて、農業関係者の具体的イメージを持った取組を 推進。
- 研究会報告書を踏まえ、複数年契約などの安定取引を拡大するため、生産者と実需者とのマッチングを推進。また、民間の現物市場に関する 情報提供の拡大等を図り、活性化を後押し。

きめ細かな情報提供

情報提供の拡充

- 〇 相対取引価格・数量
- 各産地の主要銘柄

(平成26年3月末から100銘柄程度に拡大)



情報の公表の迅速化を図る

- 〇 民間在庫の推移(出荷業者・販売業者別)
- 全国計
- 産地別(平成26年3月末から新たに毎月HPで公表)
- 〇 情報提供手法
- ・プレスリリース、ホームヘージ、掲載【月末】
- ・「米に関するマンスリーレホート」を発行【月初】
- ・「米に関するメールマガジン」を配信【月末】

〇 集荷、契約、販売状況

- (出荷業者)(平成26年3月末から新たに毎月HPで公表)
- 産地別
- •主要銘柄別(114銘柄対象)
- <u>その他情報(平成26年12月</u> 号からマンスリーレポートに追加)
- ·飼料用米の需要情報
- ·麦、大豆の需要情報



生産者の作付判断に 資する他作物の情報も 提供

新たな基本計画における経営展望 (水田作における農業経営モデルの例)

新たな基本計画において、具体的なイメージを持って取り組めるよう、35の農業 経営モデルを示し、水田作は7つのモデルを提示

- 対象地域:北海道・北東北
- ●経営形態:家族経営
- ●経営規模:30ha

主食用米:10ha、飼料用米:10ha

大豆:5ha、小麦:5ha、 青刈りとうもろこし:5ha

- ●試算結果:
 - ・粗収益:3,220万円 ・経営費:2,130万円 ・農業所得:1,090万円
 - ・主たる農業従事者一人当たり所得(労

働時間): 680万円(1,390時間)

安定取引の推進

米の安定取引研究会報告書の概要

- 事前契約(安定取引)の拡大の必要性
- ・播種前契約、複数年契約などの事前契約は、価格変動を一定の幅に収めることができるとともに、行政による生産数量目標の配分に頼らない生産を目指す 米政策の見直しの実現にも資する
- 安定取引の拡大に向けた対応
- ・需給動向以外の不透明な要因で価格が大幅に変動すれば、安定取引の拡大に 支障
- ・概算金は明確な根拠が示されず、市場価格にも影響を与えているが、透明性の 高いものとすることが重要。また、その前提として需給の安定を図ることが重要
- 現物市場の活性化
- ・多様な受渡方法など活用しやすくなる創意工夫や、丁寧な情報提供等が必要

生産者と実需者のマッチングイベントを開催

業務用米の生産・流通の拡大に向けたセミナー、展示商談会を通じて生産者と実需者の連携(マッチング)を促進



業務用米セミナー (平成27年1月開催)



プロユース国産米展示商談会 (平成27年3月開催)

現物市場の活性化

「複数年産米コメ市場」、「中長期米仲介市場」等の新しい取組が開始されており、これらの情報を「米に関するマンスリーレポート」で紹介するなど、現物市場に関する情報提供の拡大等を図り、活性化を後押し。

30年度

行政による生産数量

米政策改革及び関連施策の工程表

生産数量目標の配分

26年度

これまで各県に単一値を配分していたが、都道府県段階等で自主的に需要に応じた生産判断を促すため、27年産米より自主的取組参考値を付記することにより、幅を持たせた配分を実施。

751万トン(生産数量目標)~739万トン(自主的取組参考値)

きめ細かな情報提供

「米に関するマンスリーレポート」において、主食用米の需給、価格情報を充実するとともに、作付選択に資する、麦、大豆、飼料用米の需給情報を提供。

メールマガジンを発刊し、毎月配信。

主食用米以外の作物の本作化

【戦略作物の本作化】

飼料用米・米粉用米への数量支払いの導入など、水田活用の直接支払交付金を充実し、飼料用米、麦、大豆など戦略作物の本作化を推進。

新たな基本計画において、飼料用米等の戦略作物の生産拡大を位置づけ。

28年産の配分については、自主的に飼料用米等に転換した県に不利益が生じないよう各県のシェアを固定(各県の削減率が全国一律)

27年度

28年産の状況を踏まえつ つ、29年産の配分の更なる 工夫。

28年度

30年産の需給見通し等の策定。

29年度

「米に関するマンスリーレポート」における情報提供の拡充、公表の迅速化等、きめ細かな情報提供を更に推進。 新たな基本計画における生産努力目標や、経営展望等により、各地域の特性に応じた担い手育成や所得の増大に 向けて、農業関係者の具体的イメージを持った取組を推進。

引き続き、飼料用米、麦、大豆等の戦略作物について、水田活用の直接支払交付金による支援とともに、飼料用 米については、多収性品種の導入、施設・機械の導入等の推進、麦、大豆については、加工適性、多収性を備えた 新品種の開発・導入、排水対策等により、生産性を向上させ本作化を推進。

飼料用米 のKPIを設定

【米の生産コストの低減】

農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化、経済界との連携等による、大規模経営に適合した省力栽培技術・品種の開発・導入、生産資材費の低減等により、 平成35年までに担い手の米の生産コストを平成23年産米全国平均(1万6千円/60kg)から4割低減(9.600円/60kg)。

安定取引の推進

【米の安定取引の拡大】

生産者、集荷団体、卸、小売・中食事業者等をメン バーとする「米の安定取引研究会」を立ち上げ、安定 取引の拡大に向けた方向性を取りまとめ。

【現物市場の活性化】

「米の安定取引研究会」において、民間の現物市場 の方向性についても検討。 研究会報告書を踏まえ、業務用米の安定取引のためのセミナー、商談会を通じて生産者と実需者とのマッチングを図る取組を実施することにより安定取引の拡大を推進。

民間において「複数年産米コメ市場」、「中長期米仲介市場」等の安定取引にも配慮した現物市場が新たに開設されており、これらの現物市場に関する情報提供の拡大等を図り、取組の活性化を後押し。

農業経営の法人化の推進について

基本的な取組方針

法人経営体を今後10年間(2023年まで)で2010年比約4倍の5万法人とするため、

- ① 都道府県、農業法人協会等と連携し、法人化の推進体制を整備
- ② 大規模個別経営(売上2千万円以上の4万8千経営体)、集落営農組織(法人化計画を有する組織約4千7百)の法人化の促進(直接の周知、セミナー開催など)
- ③ 法人経営体の従業員の独立(のれん分け)の促進

法人経営体数の推移

年次	法人経営体数
2000	5,272
2005	8,700
2010	12,511
2011	13,700
2012	14,100
2013	14,600
2014	15,300

出典:2000年〜2010年は、農林業センサス全数調査 2011年以降は農業構造動態調査(抽出調査に よる推計値)。

具体的な取組

(1)推進体制の整備

- ・3月末までに、47都道府県で法人化の相談窓口を設置済み。(普及指導センター26県、農業会議46県ほか)
- ・農業法人協会に、各都道府県の法人協会における相談窓口の設置を依頼しているところ。

(2)大規模個別経営等への働きかけ

「行政ルートでの取組]

- ・法人化のメリットや手続き、相談窓口等の情報を分かりやすく整理したパンフレットを作成し、大規模個別経営や集落営農 組織等に直接、周知徹底(国の経営所得安定対策の通知や農業者年金基金の各種通知の発出時、市町村が行う認定農 業者の認定時などの機会を活用)。
- ・各都道府県において、税理士や中小企業診断士等の<mark>経営の専門家による指導・助言体制の整備、研修・セミナーの開催</mark> 等を実施。

「農業者団体ルートでの取組]

・農業法人協会に、会員拡大運動の展開、従業員の独立(のれん分け)の推進を依頼しているところ。

収入保険制度の検討状況

○収入保険の制度設計の検討のため、昨年11月から、全国1000経営体(個人750、法人250)の協力を得て、模擬的に収入保険に加入してもらい、制度を的確に運営できるかを確認する事業化調査を平成28年まで実施。この結果を踏まえて制度を固め、関連法案を提出する予定。

これまで

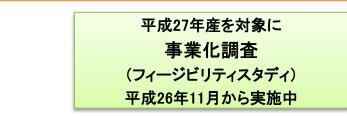
- 〇 各種事前準備を経て
- 〇 平成26年度予算の調査費で、農 業者の収入データを収集・分析

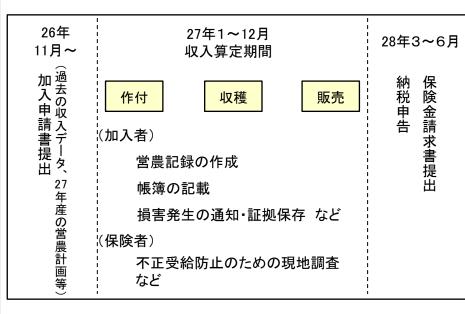
全国4000経営体について 「個人 3000 法人 1000 過去7年分の収入データを収集

〇 基本的な仕組みを検討

(事業化調査における想定スキーム)

対象者	青色申告を5年間継続する農業者 (個人・法人)
対象収入	農産物の販売収入全体(所得ではな い)
収入の把 握方法	自己申告を基本に、税務申告書類等 で確認
不正受給 の防止	損害発生時の通知や証拠の保存、 現地調査等により確認
保険料	加入する農業者は保険料を負担
補償内容	過去5年間の平均収入等に対し、当年の収入が一定割合下回った場合 に補塡





この間に、

- ・ 想定している仕組みが実務的に機能するか
- ・ 想定外の不都合は生じないか
- 制度の細部をどうするか
- 他制度との整理をどうするか等を検証・検討

法制化

○ 27年産の事業化調査の結果を 踏まえて、制度の仕組みを調 整・改善

> 調査・検討が 順調に進めば

- O 平成29年の通常国会に 法案提出
- 法案成立後、必要な準備・周知 徹底を経て、収入保険制度開始

林業の成長産業化

- 利用期を迎えた豊富な森林資源のフル活用による林業の成長産業化を実現し、地域の雇用・所得の創出と地方創生に貢献
- CLT、木質バイオマス、輸出等の新たな木材需要を創出するとともに、需要と供給をつなぐ付加価値の高い木材バリュー チェーンを構築

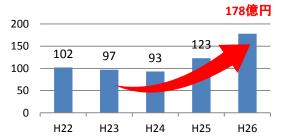
【進捗状況】

- ▶ H25年の木材自給率は、10年前から約 10ポイント向上して29% まで回復。木材 生産額も対前年15%増の22百億円
- CLTの開発が進展。実証的建築を積み 重ね、施エノウハウを蓄積(H26.3に竣 エした国内初の高知県の事例に続き、H 26年度中に新たに8棟を建築)



CLT建築物(北海道)

- 木質バイオマス発電施設の整備が全 国で進行。FIT認定を受けた大規模発 電施設(年間2万5以上の未利用木材 を使用)が7筒所稼働
- 木材・木材製品の輸出が大幅に増加 し、H26年は**対前年45%増の178億円**



【施策の展開方向】

新たな需要の創出 ~森林資源のフル活用と都市の木質化~ 需要面

CLT、木質バイオマス、輸出、新素材等の新たな木材需要を創出する

- ・CLT普及ロードマップに基づき、H28年度早期の設計法の確立、建築実 証、生産体制の整備を一体的に推進(10年後の年間生産量50万㎡)
- 木質バイオマスを活用した地域密着型の発電・熱利用、大規模発電所等 の混焼によるエネルギー利用の拡大と森林整備を進め、地域の雇用・所 得を創出
- 公共建築物の木造化、耐火部材の開発、型枠合板など土木分野への木 材利用、地域材のブランド化等により都市の木質化を推進。
- ・成長著しい海外市場への付加価値の高い木材製品の輸出、セルロース ナノファイバー等の新素材の開発・普及を推進



整備された

木質バイオマス発電施設(三重県)

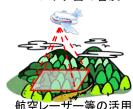
供給面 ~需要と供給をつなぐ木材バリューチェーン~

林業の低コスト化、ICTの活用等により、川上と川下をつなぎ、人 を育て、付加価値の高い木材バリューチェーンを構築する

- ・川上から川下の事業者が連携し、森林資源のフル活用による付加価 値の高い木材バリューチェーンを構築
- 苗木の生産体制の増強とコンテナ苗の普及、航空レーザーによる森 林情報の把握、施業集約化と路網整備の加速、高性能林業機械の 開発・導入等により林業の大幅な低コスト化を実現
- 林業事業体の経営力向上、新規就業者の育成・確保等により自伐林 家を含む多様な担い手を育成
- ・花粉症対策について関係府省が連携し、花粉症対策苗木の増産・改 植、新たな品種の育成等により花粉の少ない森林への転換等を推進



コンテナ苗の普及



森林 整備•保全

多面的機能の維持・向上 ~国土保全や地球温暖化の防止~

間伐等の森林整備、治山事業による事前防災・減災対策、シカ等 の鳥獣害対策等の強化により、適切な森林の整備・保全を進め、美 しく伝統ある山村を次世代に継承



水産日本の復活

- 我が国は世界第6位の排他的経済水域を有し、和食のユネスコ無形文化遺産登録により水産物の輸出拡大も期待。
- こうしたポテンシャルの高い水産業の成長産業化を推し進めるため、i) 浜の活力再生・強化、ii) 水産物の流通促 進と需要・消費の拡大、iii)水産物の輸出促進を図っていく。
 - 1. 生産段階である浜の活力再生・強化

①浜の活力再生プラン

- ▶ 所得向上を目指す「浜の活力再生プラン」を28年度末までに全国600策定 (現状: 427)。また、新たに、地域全体の活性化を目指す 「広域浜プラン」を29年度末までに60の地域で策定。
- ▶ これらにより、5年間で漁業者の所得を10%以上向上。





②資源管理の推進と漁業経営の安定

- ▶ 高精度な資源評価を基に、IQ方式の実証など資源管理の高度化を推進し、34年度末まで に、漁業者の大宗(生産額のおおむね9割(現状:6割))が資源管理・収入安定対策に 加入。
- ▶ また、漁船保険・漁業共済制度について、29年度の漁船保険団体の組織統合一元化、養殖 共済の抜本改善等の制度改正を検討する。

③漁船漁業の構造改革の推進

高性能漁船の導入、魚種転換等の改革計画により収益性の高い生産・操業体制へ転換する。 31年度末までに完了する改革計画のうち償却前利益を超える収益向上の取組の割合を8割に増 加させる。

(現状:26年度末までの34計画のうち、償却前利益を超える取組は5割)

4)養殖業対策

- ▶ 32年度末までに、ウナギ完全養殖の商業化に向けた人工種苗大量生産技術を確立。
- ▶ クロマグロについては、32年度末までに養殖用人工種苗の供給量を26年度比で3割増加さ せる。(現状:約30万尾、全種苗の57%)
- ▶ 陸上養殖の技術改良、低魚粉飼料の開発普及など により、養殖業の生産性向上を図る。
- ▶ さらに、ワシントン条約により輸出が制限されている キャビアの輸出を推進するため、経済産業省と協力し、 チョウザメの養殖施設等の登録等の必要な手続きを 整備する。





⑤コスト削減、IT技術の活用

- ▶ 32年度末までに市販されている低魚粉飼料の割合を5割増加。(現状:25%)
- 養殖業や漁業の現場におけるIT技術の活用を推進。

2. 水産物の流通促進、需要・消費拡大

①新商品開発等の推進

▶ 消費者ニーズに応じた新商品開発、未利用魚の活用等によ り、国産水産物の流通を促進

②魚食の推進

▶ 減少傾向にある食用魚介類の1人当たり年間消費量につい て、32年度末までに25年度比で約1割の増加を目指す。 (現状27.0kg (H25年))



本年3月、子供たちへの魚食普及が 期待される「おさかなたべよう大使」 に任命された Kirimiちゃん.

3. 水産物の輸出の促進

2020年までの水産物の輸出目標3,500億円の達成を目指す。 (現状: 2,337億円(2014年)。本年2月に水産物の品目別 輸出団体が発足)

①水産加工場のHACCP認定の加速化

▶ EU向けHACCP認定の加速化を図り、厚生労働省と併せて 2014-2019年度で100件程度の認定を目指す。

(現状:昨年10月より水産庁も認定主体となり、本年3月 に第1号案件を認定)

②漁港施設の高度衛生管理の推進

▶ 2020年度末までに、戦略的に輸出を目指す漁港のうち、高度 な品質・衛生管理体制が構築された漁港の割合を5割とす

る。(現状:約1割程度)

戦略的インバウンドの推進① ~オリンピック・パラリンピック東京大会を契機とした取組~

FBI戦略を更に推し進めるとともに、「和食」のユネスコ無形文化遺産登録をホップ、ミラノ万博をステップ、 オリ・パラ東京大会をジャンプとして、日本食・食文化を世界に発信。我が国の農林水産物・食品の輸出拡大につな げ、本物を本場で食べてみたいというニーズを生みだし、インバウンドの増大という好循環につなげる。

これまでの取組実績等

▶ 国産花きの魅力発信、「和の空間」によるPR、施設等への 木材利用の促進。引き続き、これらの取組を推進。



国産花きの素晴らしさを全 世界にアピールする勝利 の花束(ビクトリーブーケ) を使用



選手村等で和装体験や 呈茶等を実施



事例:エム・ウェーブ (長野五輪スケート競技施設) 国産カラマツの集成材を 屋根構造に使用

- ▶ 訪日外国人旅行者のお土産販売(農産物・牛肉)を拡大する ため、動植物検疫の円滑化
- 動植物防疫官の定員増員や検疫探知犬の増頭によるCIQ体制 (動植物検疫)の強化



和食文化の保護・継承と展開に向けて

一般社団法人和食文化国民会議を設立



-和食.文化の 保護·継承

プロジェクト





ミラノ万博では県花をデザインした菰樽や、最 新テクノロジーを駆使した展示等により日本の 農業や食文化を紹介

2 新たな取組

(事例:訪日外国人)

米国からの観光客15

▶ 欧米からの訪日旅行客のニーズに応じ、GAP、オーガニック・ エコ農産物等の安定供給体制
を構築



諸外国:有機食品の市場規模は年々増大

〇欧州:総売上額3.1兆円、

(独:約1兆円、仏:約5,700億円、英:約2,700億円) 2012-13市場成長率6%

〇米国:総売上額3.2兆円、

2012-13市場成長率8%

〇中国:市場規模は2009-13で約3倍

〇韓国:有機農産物の出荷量は年36%増



日本:有機食品の市場は欧米より 1桁小さい

機農産物の市場規模:約1,300億円

名が日本茶の手摘 み、手もみによる製 茶を体験(京都の茶

訪日外国人旅行者2,000万人に向けた「食のおもてなし」体 制の整備 🔫 地理的表示産品を国内外に発信するととも に、インバウンド需要を地域に取り込むための「**地域の** 食」、多言語対応、宗教・食制限への対応の加速化

「おもてなし体制」の整備に向けて今後の取り組むべき4つの指針

戦略的な「食と農の景勝地」づくり

「地域の食」の本場への観光意欲を刺激

訪日外国人旅行者が食を楽しむ環境整備

飲食店における多言語対応やムスリム対応

地理的表示産品を活用した魅力発信

・地理的表示産品等の魅力ある食の活用

インバウンド対応と輸出促進の一体的推進

道の駅・大型直売所等の免税対応や観光事業 との連携推進



戦略的インバウンドの推進② ~「食と農」の地域資源を活用した取組~

- インバウンドの増大に向けて、農山漁村ならではの「食」と「農」の魅力の結び付けなどによるコンテンツの磨き 上げやマーケティング、情報発信等の取組を推進。
- こうした戦略的な取組を一体的に行う地域単位の体制構築を促進し、訪日外国人の増加を地方創生に結び付け、国内向けも含めた裾野の広い観光需要を農村地域に取り込むことにより、所得と雇用の増大を図る。

現状 日本食への関心の高まり H25:「和食」のユネスコ 無形文化遺産登 4.497 H26: 地理的表示保護 制度創設 訪日外国人の増加 2020年(オリン ピック・パラリン ピック)までに 2.000万人を目 指す 農山漁村の魅力 日本の豊かな食、自然、文化の魅力を生かした都市と農村の交流 ■交流人口(万人) 2020年までに 交流人口1,300 万人目標 2011年度 2012年度 2013年度 世界農業遺産(現在5地域 認定。この他3地域が申請中)

政策の方向

2020年をターゲットとした 「食と農」のインバウンド促進



取組の方向

日本食・食文化の魅力発信を地方創生に生かす取組

世界的な日本食への関心や輸出促進がインバウンドにつながるよう

食と一体となった農山漁村の魅力を世界へわかりやすく発信

魅力ある観光地域づくりに向けた取組

「食と農」を生かした観光戦略の策定

・「食と農」の結び付け等による魅力あるコンテンツの掘り起こし・磨き上げ 等

受入地域のマネジメント (観光資源・サービスの品質管理)

 農家民宿、農家レストラン、体験農園 等の環境整備等 マーケティング

(「食と農」による地域のブランド化と市場創造)

• <u>魅力と特色ある受入れプログラム</u>の策定と 戦略的なプロモーション 等

これらの取組を一体的に行う農山漁村における地域単位の体制※を構築

※ 欧州では、こうした取組をDMO(Destination Management/Marketing Organization)が実施。DMOには、国、州、市町村の各レベルの組織が存在し、多くは官民連携の非営利団体。

2020年の目指す姿

- 輸出増大がインバウンドにつながり、それが更に<u>日本の食材への関心・信頼</u> を高める好循環の確立
- 農山漁村地域の所得と雇用の増大

地域の魅力を世界に発信する取組

世界に分かりやすく伝えるため、3つの取組を実施

各省連携強化

「食と農の景勝地」

食と農のアーカイブズ

- 広域観光周遊ルートへの 組み込みやビジット・ジャパン
- 等と連携したAll Japanでの発信 「食と農の景勝地」として集成 さらに多言語化して世界に発信

12

花粉症対策の推進

- スギ花粉症は、国民の3割が罹患していると言われ、社会的・経済的に大きな影響
- 花粉発生源対策の推進、症状緩和に資する新技術の開発・活用により、国民の健康で豊かな生活を確保

花粉発生源対策「3本の"斧"」

花粉症対策苗木の供給を加速化させ、H29年度までに、 スギ苗木の年間供給量に占める花粉症対策苗木の割合 を、現在の1割水準から過半にまで増加させる

第一の"斧" **伐って利用します**

○ 花粉を大量に飛散させるスギ人工林を伐採・ 利用します。

花粉を大量に飛散させるスギ人工林の伐採を進めます。また、伐採されたスギについては、住宅に加えて、商業施設や公共建築物の木造化等に利用し、資源として活かしていきます。

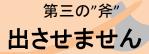


第二の"斧"

植え替えます

○ 花粉の少ない苗木等による植替えや広葉 樹の導入を進めます。

花粉症対策苗木の生産増大に最優先で取り組み、スギの伐採跡地への植栽を促進します。また、条件不利地においては、伐採後の広葉樹の導入等を進めます。



○ スギ花粉の発生を抑える技術の実用化 を図ります。

スギ花粉の飛散防止剤の開発・普及等、スギ花粉の発生を抑え飛散 させない技術の実用化を図ります。



少花粉スギ苗木等の 生産体制を増強



伐採されたスギ材の 利用拡大

新たな機能性表示制度を 活用した食品開発・活用

これまでの研究成果

目や鼻の不快感を軽減するべにふうき緑茶





既に産地で制度活用の動き

・他分野展開に向けた科学的根拠の収集 ・成分濃度の安定化に向けた実証研究等

スギ花粉症治療米の開発

アレルギー反応が起こらない よう,スギ花粉の一部のみを, イネに組換え



有効成分はコメの 一部に局在して 腸から吸収される

> ・身体が花粉を異物 ・と判断しなくなり ・・・・ 花粉症が根治

医薬品としての実用化を目指し製薬企業へ売込を実施中 1/4

_ 14